

1 養育費確保の現状

平成18(2006)年段階において、離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%となっている。これ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く(47.0%)、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかった」が9.5%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%、受けたことがある者が16.0%、受けたことがない者が59.1%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年))。

このように、養育費の確保は必ずしも十分とは言えない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保することが重要である。

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正では、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されており、法にのっとった取組を進める必要がある。

平成15(2003)年の民事執行法の改正により、養育費など扶養義務等に基づく定期金債権について、期限の到来した分が不履行となっている場合において、相手方の給料その他の継続的給付に係る債権を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続きをとることが可能となった。さらに同改正により、給与等の差押え可能な範囲が4分の1から2分の1に拡大されたほか、平成16(2004)年の同法の改正により、養育費等の金銭債権についての強制執行について、直接強制の方法(相手方の財産から直接支払を受ける方法)のほか、間接強制の方法(相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、心理的圧迫を通じて支払を確保する方法)によって行うことができることとされ、従前以上に養育費の履行確保に向けた環境整備が図られている。

2 養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であり、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを受けて、平成15(2003)年3月に、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、地方公共団体に対し通知を発出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16(2004)年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等にお